

いじめ防止基本方針

令和7年度

佐倉市立井野中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、加害者にも、将来に悪影響が及ぶだけでなく、傍観者は自己肯定感の低下を招き、その心理的苦痛はその後の人生にも深刻な影響を与えることもわかっています。いじめ予防と撲滅は、被害者だけでなくすべての生徒の将来を救うことになります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つとして、一人の教職員で抱え込むのではなく、まず学校が一丸となって組織的に対応していくことが必要です。井野中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ問題への対応にあたり、全職員が正確・迅速な対応をし、いじめを受けた生徒への保護やカウンセリングを行い、いじめを行った生徒へは絶対にあってはいけないことと指導し、保護者への丁寧な説明、指導・助言をしつかりと行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことはもとより、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進します。千葉県いじめ防止基本方針の改定(平成29年11月15日)に基づき本校いじめ防止基本方針の見直しを図りました。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ防止対策推進法(第二条)より

つまり、いじめは「理由の如何を問わず、」相手が心身の苦痛を感じる行為」と定義できます。

3 いじめの様態

いじめの解決には「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、有効であるといわれています。また、校外での事象が見られる場合があるので、家庭との連絡や報告を見逃さないことが大切です。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかったり、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。ささいなトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

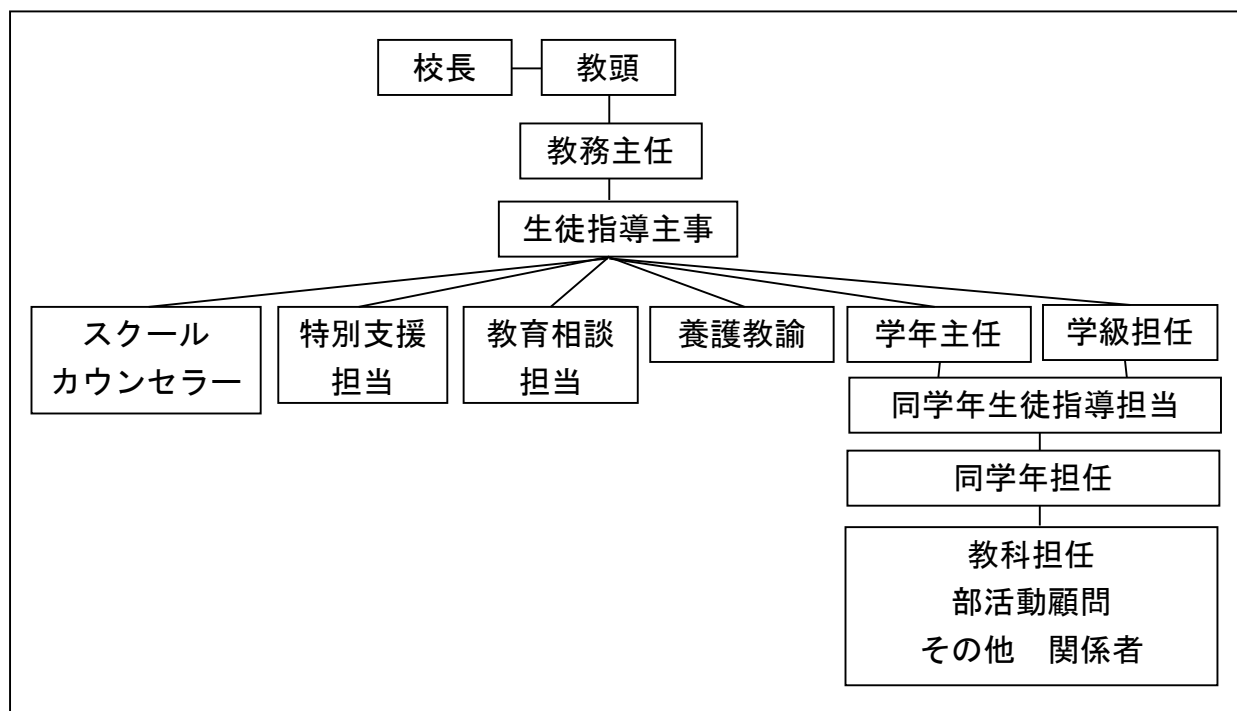
具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力(強く殴る, 蹴る行為はもちろん, けんかやふざけ合い, ふざけるふりをして軽く叩いたり, こづいたりする行為を含む。)
- ・悪口(からかい, 冷やかし, 脅しなど, いやなことを言われるもの。)
- ・強要(危険なことや, 恥ずかしいことなどを, 無理にさせられるもの。)
- ・金品の要求等(お金や物を取られる, あるいは隠される, 壊される行為。)
- ・ネットによるいじめ(携帯電話やパソコン, SNS, メールなどを使い, 悪口を書かれたり, 画像や個人情報を無断で掲載されるもの。)

生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為でなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくてもその行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応します。

なお、「深刻ないじめに発展しやすい」いじめは、被害者と加害者の力関係で「力の不均衡」があり、被害者は弱い立場にあるので「やめて」と言えない場合が多いです。また、被害を訴えることもできないのでいじめをとめられないことに加え、加害者は「本人が嫌がっていないから」といじめが続いてしまうケースがあります。

4 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議

○メンバー

校長, 教頭, 生徒指導主事, 学年生徒指導担当教員, 特別支援担当, 教育相談担当, 養護教諭, 関係学年主任, 担任, 関係部活動顧問, スクールカウンセラー(学校の状況で可能であれば)等

- ・生徒指導会議を兼ねる(週1回程度開催し、いじめ案件についても確認する)
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成, 見直し
- ・いじめの相談, 通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みの進捗状況の把握
- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有
- ・学校評価の結果分析と改善策の検討

②生徒指導部会議(日常的な担当者の会議)

○メンバー

校長, 教頭, 生徒指導主事, 学年生徒指導担当教員, 特別支援担当, 養護教諭, (スクールカウンセラー)

- ・1週間に1回開催する。(週はじめ)
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録

- ・次週の重点事項の確認
- ・いじめ相談窓口としての役割

③いじめに関わる緊急会議

○メンバー

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 学年生徒指導担当教員, 養護教諭, 特別支援担当, 教育相談担当, 関係学年主任, 担任, 関係部活動顧問, スクールカウンセラー(学校の状況で可能であれば), その他教科担任等の関係する職員等

- ・いじめを認知した場合, または疑わしい場合は, 必要に応じて緊急会議を開くこととします。

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは, きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって, すべての子どもたちの長所を発見しながら, 存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。そして, 相手のことを考えない暴力や暴言はあってはならないことを, 日々の学校生活の中で話していきます。また, 授業や集会を通して, いじめ防止への生徒の意識が高まるような取り組みを行っていきます。

生徒に対する教師の受容的, 共感的な態度により, 子ども一人一人の良さが発揮され, 互いを認め合う関係づくりを行います。教師の姿勢としては, 差別的な発言や生徒を傷つける発言, 体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち, 温かい人間関係づくりに心がけていきます。

保護者会等でいじめ問題についての対応方針等を周知し, ご理解とご協力を依頼します。家庭で気づいたことについては速やかに連絡をもらうことを依頼し, 対応に努めます。

(1)授業について(通年)

- ・それぞれの授業において, 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。学習をとおして協力する生徒の育成を目指します。

①生徒に自己決定の場を与える

…当事者意識をもって主体的に課題を解決するために, なにを学び, どう学ぶかを自分で決める授業づくり。

②生徒に自己存在感を与える

…生徒が「自分は大切にされている」と実感できるような授業づくり。

③共感的人間関係を育成する

…「間違えても大丈夫」という雰囲気醸成し, なぜそう思ったのか, どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的・創造的な授業づくり。

(2)道徳教育の充実(通年)

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培うための道徳教育の充実を図ります。
- 自分と他人は違いがあることを認めたとえで、お互いの人格を尊重することが、社会性を育むために大切であるということを学びます。
- 「主体的・対話的な学び」に基づいた、命の尊厳を主題とした道徳教育の充実に取り組みます。また、「SOS の出し方」について学ぶだけでなく、生徒自身が「ゲートキーパー」になることを想定し、他者の SOS にどう応えていくかを考えさせます。
- いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめをしてしまう心理・やめられない心理について理解し、その上でいじめを許さない心情を深める授業を実践します。ロールプレイングなど、体験を通して他者の気持ちをより自分事として捉えられる工夫をします。
- さまざまな立場の人の視点に立ち、「他者意識」のものの見方や考え方を学びます。
 - ・他者意識を踏まえたコミュニケーションのとり方や自己表現の仕方
 - ・どんな理由があってもだれかを傷つける権利はないこと
 - ・被害者が声を上げられないことに気付き、傍観者から相談者あるいは仲介者になる勇気をもつこと(「や・は・た行動」の実践)
- 12月の人権週間では、人権意識の高揚を図ります。

(3)体験学習の充実(年間計画参照 P12・13)

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。
 - ・1年生…校外学習を通して、班活動の充実を図り、班員同士の協力を通して自主的で温かい人間関係をつくれます。
 - ・2年生…校外学習を通して班内の係に責任を持ち、班員同士の協力を通して目標を高く持ち、個々を認め合い、最後まで協力して成し遂げる力を育てます。
 - ・3年生…修学旅行を通して、個々の課題にもとづいた体験学習を行います。
行事を通して、リーダーとして周囲に気を配りまとめ上げ、協力して成し遂げることの達成感を味わわせます。

(4)相談体制の整備 (年間計画参照 P12・13)

- 教育相談により、
定期的な教育相談を、年間3回行います。5月に担任との教育相談を行い、9月に誰とでも相談(話をしたい先生と行う)、1月に担任と教育相談を行います。また、生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- 学校内外を問わず、いじめに関して相談したいことがあれば、速やかに周囲の人や先生に話すように指導しています。また、いじめを目撃した場合も同様です。
- 職員は教育相談に関する研修を行い、生徒の悩みや変化に早く気づいたり、支援をしたりする体制を整えます。

(5) 定期的なアンケートの実施（年間計画参照 P12・13）

○教育相談アンケートのほか、いじめアンケートを年間2回行います。

6月、11月に自分に関することや周囲にいじめ等が発生していないか、現在悩んでいることは何か等について調査を記名方式で行います。結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員にあたります。

(6) 生徒会を中心とした取り組み（年間計画参照 P12・13）

○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決につながる行動・望ましい行動が増えるような、自主的な活動に取り組みます。

（例）・いじめゼロ宣言

- ・生徒総会等での話し合い
- ・全校評議会での取り組み等

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（年間計画参照 P12・13）

○情報機器や最新のアプリの持つ危険性や使用方法を知ってもらい、問題の解決にあたります。

- ・保護者や警察と連携しながら指導にあたります。
- ・「情報モラル教室」を実施します。（4月）

(8) 保護者への啓発活動（年間計画参照 P12・13）

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

○本校には教育相談担当の職員がおります。また、スクールカウンセラーが来校しています。

6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解決のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。生徒には「いじめかな」と感じたらどのような行動をとるとよいのか、具体的に指導します。いじめの「疑い」であっても、教職員は管理職に報告します。いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒

の安心と安全を確保します。次に、いじめを行った生徒に「いじめの認知」と「シンキングエラー」の確認を行い、保護者の協力を得て、適切な対応がとれるように組織的に支援していきます。

(1)事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・生活ノートから気になることを発見します。
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。
- ・教育相談アンケートのデータを共有し合い、活用します。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策組織に報告し、情報を共有して生徒指導部会を中心に、いじめに関わる緊急会議を開き、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒、関わりのある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な事実を、詳しく整理して記録します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2)いじめを受けた生徒、保護者への支援

○調査した結果について、事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針(過程)を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」「相談するのは勇気ある正しい行動である」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。

- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3)いじめを行った生徒への指導

○行った行為については、毅然とした指導をしつつも、成長の機会となるように支援します。

- ・行った行為によって、相手を傷つけた事実を確認した後、「いじめの加害者」となっていることを確認します。
- ・相手の苦痛に共感できるように支援します。また、その苦痛を和らげるために自分ができることを考えられるように支援します。
- ・間違った考え(シンキングエラー)がなかったか、振り返りを促します。
- ・これから相手とどのような関係を築きたいか、聞き取ります。
- ・(両者が望む場合)生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の人間関係の再構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害生徒のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4)いじめを行った生徒の保護者への助言

○問題解決に向けて、連携を図ります。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害生徒同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を図ります。

(5)継続的な見守り, 指導, 助言活動 および 観衆, 傍観者への指導

○表面的な変化から解決したと決めつけず, 支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い, 変容に対する情報を伝え, 継続的に支援します。
(被害者, 加害者とも)
- ・被害生徒には, 教員が積極的に声をかけて, 小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

○いじめと知りながら見ていた者・はやし立てた者は, どのような行動をとるべきだったか, 「いじめかな」と思ったらどう行動すればよかったかについて想起させ, 考えさせます。

(6)いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず, 関係機関に相談し, 連携のもと指導にあたります

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は, 直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら, 指導を行っているにもかかわらず, いじめが止まらない場合は, その状況に応じて関係機関に連絡します。

(7)いじめ事案の解消

○いじめは, 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態については, 国基本方針において定められています。

【国基本方針】

①いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは, 少なくとも3か月を目安とする。ただし, いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は, この目安にかかわらず, 学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により, より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は, 相当の期間が経過するまでは, 被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し, 期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は, 改めて, 相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において, 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生

徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対処

重大事態とは、

①「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき

例えば ・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な被害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 などのケース

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めること」です。

○校内で対応した結果については、市の教育委員会に報告します。

《報告内容》

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告します。

○警察や関係機関等へも連絡し、連携をとります。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査等に当たります。

(1)事実関係を明確にするための調査

・調査は「いじめ対策会議」のメンバーで行います。

・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。(客観的な事実関係を速やかに調査します。)

・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2)いじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

・調査の結果については、丁寧に説明します。

・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画	保護者	体験学習	アンケート・相談	生徒会	インターネット
4月	・入学式 ・校内生徒指導研修会 ・授業参観	・学校間, 学年間の情報交換 ・学区の小学校職員と合同でいじめなどの生徒指導に関する研修を実施 ・保護者への「いじめ対策について」の説明の実施 ・情報モラル教室	○				○
5月	・3年生 修学旅行 ・体育祭	いじめ防止に関する道德の実施 ・3年生修学旅行を通した人間関係づくり 話し合い活動(各学級)		○ ○			
6月	・定期試験 ・三者面談 ・教育相談	・いじめアンケートの実施 ・教育相談アンケートの実施 ・定期教育相談	○		○ ○		
7月	・印旛郡総合体育大会	・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認) ・いじめ防止サミット参加				○	
8月		・職員研修会					
9月	・印旛郡新人大会 ・定期試験 ・教育相談	・長期休暇後の生徒理解 ・いじめ防止サミット報告会 ・教育相談アンケートの実施 ・定期教育相談			○	○	
10月	・生徒会役員選挙 ・2年生 校外学習	・2年生校外学習を通した人間関係づくり 話し合い活動(各学級)		○			
11月	・定期試験 ・1年生 校外学習	・いじめアンケートの実施 ・1年生校外学習を通した人間関係づくり 話し合い活動(各学級)		○	○		
12月		・いじめ対策会議の実施(取り組みの確認) ・人権集会				○	○

1月	・教育相談	・長期休暇後の生徒理解 ・教育相談アンケートの実施 ・定期教育相談			○		
2月	・定期試験						
3月	・予餞会 ・卒業式	・予餞会を通した人間関係づくり, 話し合い活動(異学年) ・いじめ対策会議の実施(評価) ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理, 作成 ・調査, 分析をもとにした基本方針の見直し				○	

9. その他

- ・本基本方針は, 本校のホームページにて公表します。
- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は, 年度の反省を生かし, 見直し改善していくこととします。